

## 外国人留学生チューター制度について（初年度チューター）

外国人留学生チューター制度は、外国人留学生（以下、「留学生」という）の日本語による学習・研究成果の向上を図ることを目的に設けられたもので、「外国人留学生チューター制度について（初年度チューター）」の内容を確認し、全学教育支援室へ承諾書を提出し活動を認められたチューター（以下、「チューター」という）が、授業や試験のサポートとして、個別の課外指導を行う活動です。

■パートナーのマッチングは行っておりません。ご自分のペアとなるチューターおよび留学生を事前に見つけた上で申請をお願いします。

■指導は、対面またはオンラインで行ってください。ただし、オンラインの場合はメールや電話ではなく、Zoom や Skype などの対面できるツールを用いて行ってください。

### 1. チューターの資格

チューターとして活動するためには、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 本学に在籍する者（研究生、聴講生等非正規生は除く）  
ただし、休学者は休学理由によっては認められない場合があります。
- (2) 日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者、あるいは大学が許可した者

#### 【注意】

- ・上記の有資格者がチューターとして活動するためには、所定の登録手続きを済ませる必要があります。それ以前にチューター活動を行っていたとしても、謝金のお支払いはできません。

### 2. チューター制度を利用できる留学生

- (1) 学部生 …… 本学に入学後1年間
- (2) 大学院生 …… 研究生の期間を含め、本学に入学後1年間
- (3) 研究生 …… 本学に入学後1年間。ただし、日本語予備教育期間（6か月）を含みません。
- (4) 交流学生

#### 【注意】

- ・在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。
- ・1人の留学生に同時に複数のチューターをつけることはできません。
- ・一橋大学の学生となった1年目のみ利用できる制度です。例えば、学部から修士課程に学内で進学した場合は、本制度を再度利用することはできません。
- ・休学中の学生は、本制度の利用はできません。

### 3. 対象となる指導内容

- (1) レポート・レジュメの添削
- (2) 大学院受験の勉強上のアドバイス
- (3) 履修している授業科目の解説（対象外科目あり。下の注1と注2を参照。）
- (4) ゼミの専門的内容の解説（下の注4を参照。）
- (5) エントリーシート（下の注3を参照。）

#### 【注意】

注1：対象となる指導内容は日本語の指導のみです。その他の言語の指導は対象にはなりません。

注2：ただし、日本語教育科目（外国語として日本語を学ぶ科目）は指導対象になりません。日本語教育科目の開講科目のリストは以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://international.hit-u.ac.jp/courses/japanese/information-on-courses/>

注3：就職活動のためのエントリーシートの添削等は指導の対象にはなりません。ただし、授業の課題であれば対象となります。

注4：専門内容の指導は対象外です。（チューターは、日本語での授業・ゼミ等の内容の理解を助けることが目的であり、専門内容の指導を行う指導教員の代わりではありません。）

注5：日本語での会話の練習を中心とした指導は、本チューター制度ではなく、ランゲージコミュニティ（LC）を利用してください。LCの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。<https://international.hit-u.ac.jp/curr/support/lc/>

注6：初年度チューター制度の対象外の指導に対する謝金は支払いません。

#### 4. チューター謝金

- (1) チューターには、指導のお礼として大学が「謝金（1時間＝1,200円）」を支払います。
- (2) チューター活動開始前に、**金融機関通帳のコピー**を添えて、承諾書を全学教育支援室に提出し、指導報告書の記入方法等の説明を受けてください。
- (3) 指導報告書の作成
  - ①チューターは、活動日毎に指導内容や時間等の記入内容について、メールで全学教育支援室に提出してください。指導を受けた留学生に確認をして頂くため、指導した留学生を"cc"に入れて、同報してください。
  - ②指導報告書は、活動月の翌月5日までに全学教育支援室へ提出してください。（5日が土日祝日にあたる場合はその次の平日まで）  
**提出が遅れると謝金の支払いが遅れたり、支払いが出来ない場合があります。**  
**また、年度末など臨時に支払期限を変更する場合がありますのでご協力をお願いします。**

#### 5. 指導時間枠（謝金の支払対象となる時間数）

下記に定める指導時間を超えての活動は、本制度として認められません。

- (1) 1ヶ月の指導時間の上限は、30時間です。  
※複数の留学生を担当していても、チューター1人あたりの指導時間は1ヶ月30時間が上限です。  
※他のチューター（論文チューター、日本語添削チューター等）として活動している場合も、合わせて月30時間が活動時間の上限です。
- (2) 留学生1人が受けることが出来る指導時間の合計は、1年間120時間までです。  
 ・春学期入学留学生＝4月～3月の1年間で120時間  
 ・秋学期入学留学生＝秋学期～冬学期で60時間、春学期～夏学期で60時間、  
 合計120時間
- (3) 年度が変わったら、4月には必ず承諾書を再提出してください。

#### 6. 注意事項

- (1) チューターの都合等により、チューター活動を中止する場合は、必ず全学教育支援室に申し出てください。
- (2) 大学からの連絡は基本的に一橋大学 Gmail(学籍番号@g.hit-u.ac.jp)に送信します。

チューター制度のルール・規則を守らない場合、もしくは留学生・海外留学相談室や全学教育支援室の指示に従わない場合、チューターに謝金を支払うことはできません。また、留学生はチューター制度を利用する権利を失うこととなります。

※教務課全学教育支援室は東一号館1階にあります。